



電子処方箋実証事業概要

平成31年3月

株式会社メドレー

本実証事業の背景と目的

- 平成28年3月に「電子処方せんの運用ガイドライン」が定められ、電子処方箋の現場での運用が推進されるはずであったが、平成30年12月時点で、ガイドラインに則り電子処方箋が実運用されている地域は確認されていない
- 「電子処方箋について、実証を踏まえ、全国的な保健医療情報ネットワークの稼働も想定し、国民の利便性等の向上の観点から、現行のガイドラインに限らず円滑な運用ができる仕組みを検討し、本年度中を目途に結論を得る。」

- 未来投資戦略2018（平成30年6月15日閣議決定）

- 「オンラインを活用した「一気通貫の在宅医療」の実現に向けて、厚生労働省が平成28年に策定した「電子処方せんの運用ガイドライン」を改めて、電子処方箋のスキームを完全に電子化するための具体的な工程表を作成し、公表する」

- 規制改革実施計画（平成30年6月15日閣議決定）

- ガイドラインと異なる仕組みも含めて、電子処方箋のより円滑な運用を可能とする具体的な仕組みを検討し、その実証を行う。その際、電子処方箋の導入による患者、医療機関、薬局のメリット及び今後解決すべき課題等の把握を併せて実施し、電子処方箋の本格運用に必要な事項についてとりまとめた報告書を作成する。

※厚生労働省「電子処方箋の本格運用に向けた実証事業一式仕様書」より抜粋

普及に対して支障となる要因を踏まえた実証事業案

普及に対して支障となる要因

<ガイドラインに基づく運用の煩雑さ>

- ガイドラインで定めている電子処方箋引換証という紙媒体での運用が、電子処方箋の完全電子化を阻害している

<電子処方箋に対する限定的なニーズ>

- 現行の対面診療、対面服薬指導の運用においては、電子処方箋を用いる積極的理由はあまりない
- 在宅医療やオンライン診療の際には、医療機関からの電子処方箋に対する強いニーズが存在する

<費用負担の追加発生>

- 医療機関・薬局の双方において、電子処方箋のシステムにかかる費用についての懸念があげられていた
- 具体的な費用感が不明であることが医療機関・薬局ともに電子処方箋導入における懸念となっていることも課題の一つと考えられる

実証事業案

<電子処方箋引換証ではなくアクセスコードを利用>

- 患者が電子処方箋の交付を求めた場合に電子処方箋を発行する
- 患者に対してQRコード形式のアクセスコードを交付。アクセスコードの交付については、紙と電子データのいずれも可能とする

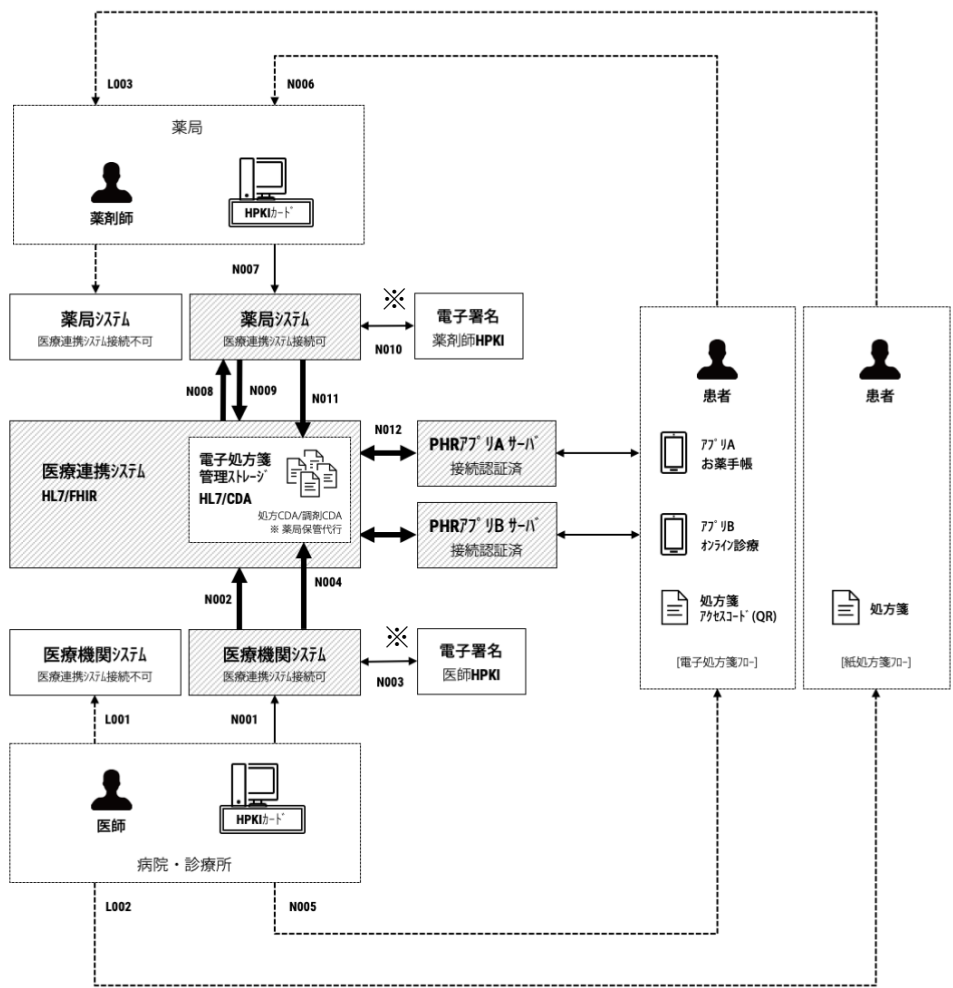
<医療機関及び薬局における運用を容易にする>

- 医療機関においては、電子カルテシステムから直接アクセスコードを発行し印刷及び電子的な送付を可能とした
- 薬局においては、PCまたはタブレットのカメラによる容易なアクセスコードの読取りを可能とした

<薬局における導入を容易にする>

- 共有サーバへのアクセスが可能なWebベースのシステムを活用した設計とすることで、地域医療情報連携ネットワークで利用されるようなASPサーバの活用を前提とする現行ガイドラインと比較しても、開発及び運用にかかるコストを可能な限り抑制した

実証事業において提案する電子処方箋システム概要



※HPKIシステムとの連携は、本実証において対応していない

処方箋管理システム

医療機関システム、薬局システム及びPHRアプリから接続され、各システムからの処理要求を受けて、処方データと調剤データの返答、作成、編集、及び削除等を行う。なお、一度薬局からアクセスされた処方データは、他薬局等からアクセスはできなくなる。

医療機関システム

診療結果としての処方データを処方箋管理システムに登録し、その結果として返されるアクセスコードを患者に共有する。アクセスコードはQRコードの活用を想定し、QRコードを印字した紙又は電子データを患者に共有する。

薬局システム

従来と同様、保険証の確認等により訪問してきた患者の本人確認を行った上で、アクセスコードを受け取り、処方箋管理システムにアクセスし処方データを参照する。調剤後は調剤データを処方箋管理システムに格納する。

PHRアプリ

患者がオンライン診療やお薬手帳の機能を利用するためのアプリ。処方箋管理システムへのアクセスが許可され、医療機関システムから受け取ったアクセスコードを元に、調剤結果を参照することを可能にする。

※上記網掛けの機能については、本実証において対応していない

実証事業実施

平成31年2月-3月の6週間、東京都港区内の以下2医療機関と6薬局の協力を得て実施。協力患者に対しては電子処方箋アクセスコードを紙媒体または電子媒体で発行し、既存の処方箋に並行運用するかたちで電子処方箋システム及び医療現場でのフローについて実証を行った。

協力医療機関

1	新六本木クリニック
2	南青山内科クリニック

協力薬局

1	アイン薬局赤坂溜池店
2	北村薬局
3	クオール薬局広尾駅前店
4	グリーン薬局
5	シミズファーマシー
6	トモズ六本木ヒルズ店

電子処方箋アクセスコードサンプル

1 / 1
患者 山田 太郎様 処方日 2019年01月22日 保険医名 オルカ先生
【般】カルボシステイン錠250mg 3錠 【般】セフロキシム アクセチル錠250mg 4錠 【1日3回朝昼夕食後】 3日分 【般】フェニバルビタール散10% 100g 【般】フェニトイン散10% 100g 【1日2回朝夕食後】 14日分

医療機関名 医療法人 オルカクリニック 電話番号 03-3946-0001

薬局での利用風景



今後の普及に向けて必要な取り組み

<一気通貫のオンライン医療の実現に向けた活用>

- オンライン診療等情報通信機器を用いた診療の際に発行され、その後のオンライン服薬指導に利用されるという、一気通貫のオンライン医療を実現するために活用されることを念頭に普及を進めることが、医療現場のニーズに基づいた効率的な方針であると考え

<フリーアクセスの概念等との共存の観点からの条件の明確化>

- 医療機関においてどのような方法で患者に対して電子処方箋対応薬局の案内を行えば、フリーアクセスの制限や特定の保険薬局への誘導に当たらないかを明確にすることが重要である

<HPKIの幅広い活用を可能とするシステムの開発促進>

- 電子処方箋の運用においては電子署名が必須であることに加え、今後、複数の会社が電子処方箋システムの提供を開始した場合、薬局においてはそれぞれのシステムに対応することが求められる可能性がある
- HPKIを用いたSSO (Single Sign On) が可能となれば医療現場にとっては大きく利便性が向上する
- 本人確認・資格認証及び電子署名のどちらの既存システムも、対応するOS/ブラウザはMicrosoft Windows/Internet Explorerに限られており、汎用的及び継続的なシステムとなっていない
- 以上を踏まえ、電子処方箋の実現及び普及のためには汎用性の高いHPKIの電子署名システムが必要不可欠である他、SSO基盤開発の推進も普及のためには重要である

ガイドライン改定案

<クラウドを活用したシステムの構築>

- 現行のガイドラインにおいては、安全性や情報共有の観点からASPサーバを用いた方式を利用することを定めているが、ASPにより提供されるサービスあるいはクラウド上で提供される複数のサービスをクラウドサーバ上で用いる方法によっても、安全性及び情報共有の観点からも問題ない
- 電子処方箋の普及に際しては、医療機関及び薬局における費用負担を抑えることも重要であり、既存の地域医療情報連携ネットワークに用いられるようなASPサーバの利用を前提としたシステムよりも、本事業で運用したようなクラウドを用いた運用が望ましいと考える

<移行期を待たずしての本格運用と、電子処方箋引換証ではなくアクセスコードの利用>

- 電子処方箋に対応した薬局での調剤を希望する患者に対してのみ電子処方箋が交付されるということを前提に、移行期の仕組み（電子処方箋引換証の利用）を不要とし、アクセスコードを紙媒体、電子媒体問わず利用できるようにすることが望ましい

<電子版お薬手帳との連携について>

- 電子版お薬手帳との連携は電子処方箋の運用に不可欠ではないが、医療機関、薬局及び患者の利便性向上のために重要であるため、電子版お薬手帳の普及状況を考慮したうえで、電子処方箋の普及に支障のない範囲で対応を求めていくことが望ましい
- 医療機関から患者へのアクセスコードの電子的な送付先として、電子版お薬手帳等に代表される患者向けPHRアプリの利用が考えられ、この点においてもこれらの連携は重要である

新たな電子処方箋運用フロー案概要

- クラウドを活用した処方箋管理システムを中心としたwebベースのシステムを構築
- 患者の希望と同意の下での運用
- アクセスコード（QRコード）とPHRアプリを利用することで完全に電子化された運用が可能

